

学習指導員派遣事業実施要項

学 校 企 画 課

1 概要

授業時間中のティーム・ティーチング等によって、児童生徒の学習をサポートするなど学校教育活動を支援する人材を配置することで、児童生徒一人ひとりの学習内容の理解と定着を推進するとともに、教員の負担軽減を図る。

2 事業内容

(1) 対象校

- ・配置のあった小学校及び中学校

(2) 活動期間

- ・令和8年4月8日（水）～令和9年3月23日（火）までの授業日
※土曜授業日も可。詳細は、学校と学習指導員の方で相談して決めてください。

(3) 活動時間

- ・年間400時間
※報償費：1,057円/時間 交通費の支給はありません。有償ボランティアとなるため、福岡市との雇用関係ではなく、従事時間に対して報償費をお支払いします。

(4) 人材

- ・退職教員、教員志望の学生、ふれあい学び支援員、非常勤講師や部活動指導員、SSSなどの会計年度登録職員、学生サポーター、地域住民、保護者 など

(5) 活動内容

教科や学年、内容については、各学校の実態に応じて行います。

- ・授業時間中の児童生徒への指導の補助
(例) 教員が指導する国語や算数・数学、理科、社会、英語などの授業におけるティーム・ティーチング
- ・学級担任や教科担任が行う授業準備の補助
(例) 授業で使うプリントの印刷、道具の準備や片付け
- ・家庭学習の準備の補助や、児童生徒が提出したものの確認
(例) 家庭学習で使うプリントの印刷や、提出状況の確認、小テストなどの採点

※対象外となる活動

- ・スポーツ活動（審判、運動の補助も含む）

3 指導者の選定

(1) 応募資格

- ・令和8年4月1日現在、18歳以上であること（高校生不可）
- ・児童生徒の教育に関心をもち、学校と連携・協力して指導を行う意思があること

※児童生徒の学習活動の支援者としてふさわしい行動をとっていただくため、活動にあたっての留意事項等をまとめた下記「確認書」に同意の上、学校と面談を行う。

※日本国憲法施行以後の日において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したことがある人は応募できない。

<学習指導員 確認書>

私は、福岡市学習指導員として活動するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

1. 福岡市教育委員会および学校（校長・教頭・教職員）の指示に従い、学校の規律を守り、児童生徒の学習支援に努めること。
2. 活動中に知り得た児童生徒・教職員・保護者等に関する個人情報を、活動期間中および終了後も含め漏えいしないこと。個人情報の取り扱いについては、法令及び「福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年4月1日施行）並びに同施行規則に基づくものとする。
3. 本活動において知り得た秘密事項を活動期間中および終了後も含め第三者に漏らさないこと。
4. 児童生徒や保護者との個人的な連絡先交換や活動時間外の個人的接触を行わないこと。また、本活動で知り得た事実をSNSなどにおいて情報発信を行わないこと。
5. 体罰、ハラスメントその他不適切な言動を行わないこと。
6. 反社会的勢力に関与しないこと。
7. 上記、その他学校の教育活動に携わるにふさわしくないと認められる場合は登録を抹消します。なお、当該行為が支援員の故意または重大な過失による場合、賠償責任が生じる可能性があります。
8. 活動中に事故が発生、または発生のおそれがある場合は、速やかに学校へ報告すること。
9. 万一、学習支援のための活動（スポーツ活動除く）に際して事故が発生した場合は、保険により定められた範囲において保障されます。なお、保険加入手続き・保険料の負担は福岡市が負担します。